

令和3年度（2021年度）

金沢大学法科大学院

入学試験問題

憲 法

D日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は3枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 解答にあたっては、どの問題から解答しても構いません。ただし、どの問題についての解答であるのかを答案中に明示してください。

令和3年度（2021年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

試験科目	憲	法
------	---	---

以下の問題について解答しなさい。

問題1（20点）

次の事例を読み、[問い]に答えなさい。

Aは、個人的な趣味で、インターネットの動画共有サイトで自身の作成した短編映像を配信していた。Aは、配信映像の一つとして、ある中年男性の私生活をモチーフにした作品を投稿したが、その中に、主人公が友人の妻と不倫する様子についての赤裸々な性的描写がなされていたため、そのような映像の配信が刑法175条のわいせつ物頒布罪に当たるとして、逮捕・起訴され、Aには国選弁護士Bが選任された。

C地方裁判所D支部で行われた第一審では、映像作品のわいせつ性及び芸術性が争点として争われることになった。その際に、検察官は、Aの映像作品に出演したEを証人として申請した（Eは、本件動画のネット上での公開には同意していなかった）。Eの希望もあり、その証人尋問に際しては、刑事訴訟法157条の5に基づき、遮へい措置が取られ、高さ2メートルの衝立によって、証人が被告人席及び傍聴席から全く見えない状態とされた。しかしながら、ビデオリンク等の措置はとられなかったため、公判を通じて証人の尋問の際の表情などは、被告人席及び傍聴席からは一切分からないようになっていた。こうした審理の後に、Aに対しては有罪判決が言い渡された。

《参考条文》 刑事訴訟法

第157条の5 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が被告人の面前（次条第1項及び第2項に規定する方法による場合を含む。）において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、被告人とその証人との間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。ただし、被告人から証人の状態を認識することができないようにするための措置については、弁護人が出頭している場合に限り、採ることができる。

2 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、名誉に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

[問い]

上記事例での裁判所の措置に関する憲法上の問題点について、関連する判例を踏まえつつ、論じなさい。

問題 2 (5点)

明確性の原則について、関連する最高裁判例に言及しつつ、説明しなさい。